

## 会員規約

### 第1条(一般財団法人 PanAsian 協会目的及び事業)

一般財団法人 PanAsian 協会(以下、当協会)は、国連、経済社会理事会登録の NGO の承認団体として、国連憲章の精神に基づき、大小各国の同権、生活水準の向上、人民の経済的及び社会的発達の促進を主眼にし、グローバルな文化交流活動を展開するとともに、支援する国の資源開発事業展開を促進し、安定的に支援資金を確保できる基盤を構築することで、支援国の各種インフラ整備・医療・教育・福祉など幅広い社会貢献ができ、文化交流を中心とした発展途上国への相互利益的、人道的支援プログラムを遂行することを目的とする。

### 事業展開

- 1.国際社会における和装・水墨画の日本文化交流を通して、人道的書問題に関する救援に必要な基金活動を行う。
- 2.当協会は本部が協賛する、ダイヤモンド鉱山・金鉱山の開発援助。
3. 本部推進の発展途上国発電所建設プロジェクトの支援。
4. 発展途上国の国民教育及び福祉の向上に対しての必要な援助を行う。
- 5.発展途上国の社会事情や援助活動に関しての調査・研究並びに日本国民に広く理解を求める為の広報活動を行う。

### 第2条(一般財団法人 PanAsian 協会評議員・理事の意義)

一般財団法人 PanAsian 協会評議員及び理事(以下、会員)とは、本規約を承認の上、当協会が適格と認めて入会を承認した者をいう。

### 第3条(一般財団法人 PanAsian 協会会員の種類及び資格)

会員の種類は、次のとおりとする。

#### (1)評議員

当協会に賛同し、多大な功績により協会より推薦を受けて入会した個人または団体をいう。

#### ・評議員(個人)

個人の資格で入会する者で、原則として 20 歳以上の者であって、国内居住者は国籍を問わないが、海外在住者は日本人に限る。

また、所定の入会手続きを踏み、協会から推薦された者をいう。

・評議員(法人)

法人の名義で入会する者で、原則として国内企業に限る。また、担当者を1名任命し、協会が推薦して入会する者をいう。

(2) 理事会員

当協会の目的に賛同して入会した個人または団体をいう。

・ 理事(個人)

個人の資格で入会する者で、評議員の承認を満たし、所定の入会手続きを踏み、入会金及び年会費を納めた者をいう。また、協会規定の審査を通った者をいう。

・ 理事(法人)

法人の資格で入会する者で、評議員(法人)の承認を満たし、所定の入会手続きを踏み、入会金及び年会費を納めた者をいう。また、協会規定の審査を通った者をいう。

(3) 支援会員

当協会の目的に賛同し、展途上国支援における「相互利益の理念」に基づくプロジェクトに参加する為、所定の入会手続きを踏み、協会規定の審査を通った個人又は法人をいう。主に、支援会員は賛助基金等を預託により協会の推進する各プロジェクトの資産運用要員のことを指す。

第4条(会員のサービス)

1. 支援会員以上の会員は、「PanAsian 協会」会員の名称を使用することができる。
2. 支援会員以上の会員は、協会が許可した範囲内で「PanAsian 協会」の名称、マーク、住所を使用できる。
3. 支援会員以上の会員は、当協会の「ID カード」の発行を受ける事が出来る。
4. 全ての会員は当協会の「支援協力プロジェクト」の参画。
5. 国際貢献・人道的支援の運用プロジェクト情報提供。
6. ブロック・ファンド・マトリックスプログラムの案内。
7. 国際的、産分与・相続・税務の情報提供。(分析・国際評価・推薦)
8. 国際金融取引・国際資産運用・国際政治経済全般のコンサルティング。
9. 鉱物資源、金・ダイヤモンド・希少金属ビジネスの情報提供。
10. 国際文化交流各種イベント・セミナー開催及び参加。

第5条(会員資格の取得)

当協会の会員となるには、当協会の定める所定の手続きを完了したうえ、当協会から会員資格を取得しなければならないものとする。

## 第6条(入会金および年会費)

登録入会金および年会費は、各会員に、当協会の定める金額(下記のとおり)を、当協会の定める方法により当協会に納付するものとする。なお、当協会に納付された登録入会金および年会費は、いかなる理由に基づくとも、返還しないものとする。但し、会員申し込みをした個人または団体が会員として承認されなかった場合は、入会金及び年会費のから、入会審査及び本人認証にかかった各経費を控除した上、返還するものとする。

### 評議員(個人・法人共に)

当協会に賛同し、多大な功績により協会より推薦を受けて入会した個人または団体をいう。

### 理事会員(個人・法人共に)

登録入会金 1,000,000 円

年会費 120,000 円

### 支援会員(個人・法人共に)

登録入会金 60,000 円

年会費 30,000 円

## 第7条(会員期間および更新)

1. 会員期間は、入会期日に関わらず、入会年度末の3月31日までとする。
2. 前項期間満了前に、会員が更新のための所定の手続きを完了した場合は、会員期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第8条(国連マーク、名称の使用)」

会員は、国連規約により、国連マークの利用は用途に関わらず禁止されていることを了承したものとする。また、国連及び関連団体の名称を使用するのビジネスを一切禁止するものとする。

## 第9条(会員資格の譲渡禁止等)

会員資格は、第三者に譲渡することができないものとする。また、相続等により第三者が承継することもできないものとする。

## 第10条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、その資格を失うものとする。

### 1.退会

2. 会員の死亡または解散
3. 会員資格の取り消し
4. 会員期間の満了(但し、会員期間が更新された場合を除く)

#### 第 11 条(退会)

会員は、当協会に対し、所定の退会届を郵送により提出した上、当協会の承認を得て退会できるものとする。なお、この場合、当協会に納付された入会金および年会費は返還されない。

#### 第 12 条(会員資格の取り消し)

1. 会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当協会は、会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

- 入会時に虚偽の申告をしたとき。
- 当協会の信用もしくは名誉毀損し、または公序良俗に違反する行為があったとき。
- 当協会の名前及び無断で寄付行為等それに準ずる行為を行った場合。
- 本規約の各条項の 1 つでも違反したとき。
- 当協会において会員の信用状態に重大な変化が生じたと認めたときその他当協会において会員として不適格と認めたとき。
- 年会費その他協会が定める諸費用の支払いを怠り、協会から催告を受けてもその支払いをしないとき。

2. 当協会が前項により会員資格を取り消す場合、会員に対してその旨通知する。但し、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、会員に通知が通常到着すべき時に通知がなされたものとみなす。

#### 第 13 条(登録事項の変更)

1. 会員は、申し込み時の登録事項に変更が生じた場合には、所定の方法により、速やかに登録事項の変更を行うものとする。

2. 前項の変更がない場合、またはその他当協会の責によらない事由により、当協会が会員に対して通知した場合、当該通知は通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。

#### 第 14 条(当協会の免責)

一般財団法人 PanAsian 協会の会員の登録事項については、会員自らの責任により登録したものであり、当協会は、登録事項の真偽について、一切責任を負わないものとする。また、他の会員による会員の公開された申請者個人登録情報および事業所登録情報の各利用につ

いても同様とする。

#### 第 15 条(合意管轄裁判所)

本規約について、会員と当協会との間に紛議が生じた時は、信義誠実の原則により、双方協議の上解決するものとするが、訴訟または法律上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

#### 第 16 条(準拠法)

会員と当協会との間の契約その他の取り決めに関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。

#### 第 17 条(規約の変更・承認)

本規約の変更については、当協会から会員に対し、変更内容の通知を発信した場合、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなす。

以上

(2021 年 1 月 1 日現在)